

【昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生の男性へ】風しん抗体検査を受診ください

健康づくり支援課 健康推進係 ☎282-1602

感染力の非常に強い『風しん』について、免疫を持っている割合が低い40～50歳代の男性に抗体検査と予防接種の助成を行っています。

令和元年6月頃、クーポン券を送付していますので、まだ抗体検査を受けていない方は、お早めにお受けください。

また、クーポン券をなくした方は、再発行も可能ですので御船町保健センターまでお問合せください。

その他、妊娠を希望する方やそのご家族への、抗体検査や予防接種の助成も行っています。詳しくは、御船町ホームページをご確認ください。

- 対象者 昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
- クーポン有効期間 令和2年3月31日まで
- 自己負担 無料
- 実施場所 全国の契約医療機関等(厚生労働省ホームページでご確認ください)



犬の登録および狂犬病予防注射について

環境保全課 環境衛生係 ☎282-1604

犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあっては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、町に登録申請をしなければなりません。また、狂犬病予防法により、注射を1年に1回必ず受けなければなりません。注射は、動物病院

で受けることができます。この場合、獣医師の発行する注射済証明書を町環境保全課に提出して注射済票の交付を受けてください。（別途狂犬病予防注射済証明書代が必要）

家屋の固定資産税についてお知らせ

税務課 課税係 ☎282-1114

◎家屋を取壊しをしたとき

家屋の全部または、一部を取り壊した場合には「家屋滅失届」を提出してください。



<登記建物の場合>

法務局で滅失登記の申請が必要になります。届出時期により課税台帳の滅失処理が間に合わない場合があるため税務課へ「家屋滅失届」を提出してください。（登記があるかどうかは、法務局にて確認が必要です）

<未登記建物の場合>

「家屋滅失届」を町税務課まで提出してください。家屋滅失届に基づき、税務課職員が現地確認を行い、翌年度の課税対象から除きます。

■必要書類

- ・家屋取壊（解体）証明書
- ・現地の写真

◎未登記家屋の所有者を変更したとき

未登記家屋の所有者が変更（売買、相続、贈与など）

となった場合には、「未登記建物の所有者変更届」を必要書類とともに提出していただく必要があります。登記のある家屋と未登記の家屋が混在している場合、提出を忘れられる方が多いため、ご注意ください。

■必要書類

【売買等の場合】

- ①譲渡証明書・売買契約書等の写し
- ②新・旧所有者両者の実印を押印した未登記建物の所有者変更届
- ③新・旧所有者両者の印鑑登録証明

【相続の場合】

- ①相続人すべての続柄がわかる戸籍謄本
- ②相続人全員の同意書
- ③新所有者の実印を押印した未登記建物の所有者変更届
- ④相続人（新所有者）の印鑑登録証明

なお、固定資産税は1月1日現在の状況により課税されますので、各種届出のない場合や1月2日以後に家屋を取り壊した場合は、その年の固定資産税を納めていただくことになりますので、ご注意ください。

所得税の確定申告について

所得税の確定申告について

【令和元年分確定申告の申告相談】
▼申告相談期間
令和2年2月17日（月）～3月16日（月）

※休日については、2月24日（月）、3月1日（月）に限り開設。

※令和2年1月～令和2年3月16日（月）までの期間は、税務署において令和元年分の確定申告相談会場は開設していません。

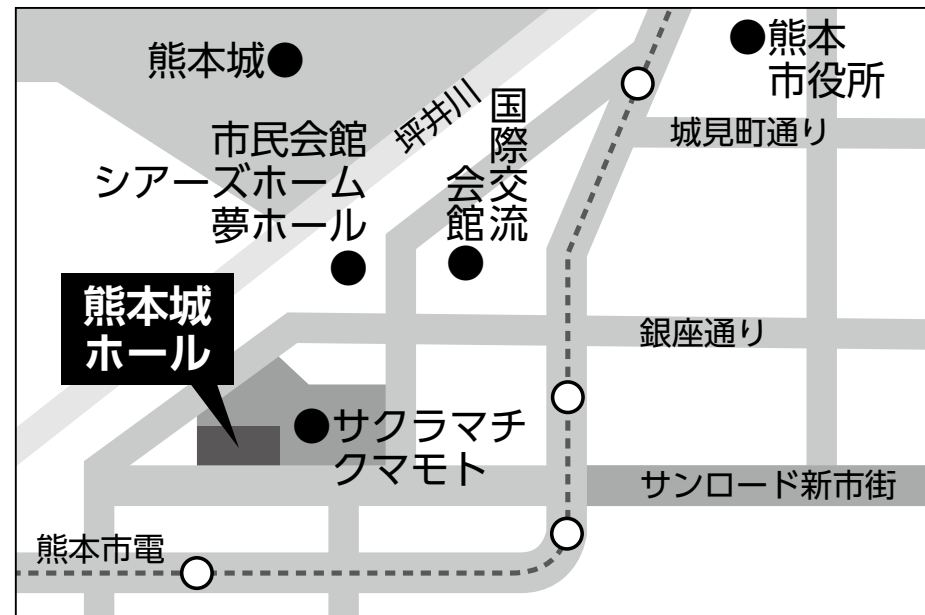
▼受付時間 9時～16時

▼会場 熊本城ホール（交通センター跡地）熊本市中央区桜町3番40号

（詳しくは下図のとおり）

▼受付時間 9時～16時

図 熊本東税務署
☎369-5566（代表）



※税務署主催の申告相談会場等については、昨年と会場が変更になっておりますのでご注意ください。

要介護認定者に

障がい者控除認定書を交付します

福祉課 介護保険係 ☎282-1349

要介護認定を受けている人に対して「障がい者控除対象者認定書」を交付します。申告の際に提示すれば、町県民税や所得税の控除が受けられます。

●申請・交付場所 福祉課介護保険係

●持参するもの

- ・介護保険被保険者証
- ・印鑑（郵送希望の場合、切手代84円）

※障がい者控除対象者認定書の交付は申請して、数日かかりますので、必要な人は必ず事前に申請してください。

※身体障がい者手帳などを基に、障がい者控除を受ける場合は、申請不要です。

◎対象者

認定基準日（12月31日）に、次の①・②に該当する人
①年齢が65歳以上の人
②要介護1～5の要介護認定を受けている人
※対象者が年の途中で死亡した場合、または出国した場合は、その死亡日または出国した日を基準日とします。

●申請できる人

①対象者本人 ②対象者から委任を受けた人

要介護度（対象控除名）	控除額	
	町県民税	所得税
1・2・3（障がい者控除）	26万円	27万円
4・5（特別障がい者控除）	30万円	40万円
要支援1・2事業対象者	控除対象外	